

第4章

資料6 食品の分類

区分	特別用途食品	特別用途食品かつ 保健機能食品	保健機能食品	
種類	病者用食品、妊産婦・授乳婦用粉乳 乳児用調製粉乳、嚥下困難者用食品、特定保健用食品	特定保健用食品	栄養機能食品	機能性表示食品
関連法規 ・制度	健康増進法	健康増進法かつ 保健機能食品制度	保健機能食品制度	
対象	乳児、幼児、妊産婦、病者	生活習慣病やおなかの調子が気になる人	栄養バランスが気になる人	商品によって異なる
定義	特別用途（発育、健康保持・回復など）に適する旨の表示の許可等を受けた食品	食生活において特定の保健の目的で摂取をする者に対し、その摂取により当該保健の目的が期待できる旨の表示をする食品	1日当たりの摂取目安量が基準に適合しており、栄養成分の補給のために利用される食品で、栄養成分の機能を表示するもの	事業者の責任のもとで機能性と安全性に関する科学的な根拠を明確にしたもの
例	◆病者用食品：低たんぱく質食品、アレルゲン除去食品 ◆妊産婦、授乳婦用粉乳 ◆ミルクアレルギー乳児用粉乳 ◆嚥下困難者用とろみ調整用食品	◆おなかの調子を整える等：～糖、～デキストリン、～菌等 ◆血圧が高めの方に適する等：～ペプチド、～配糖体等	◆ビタミン ◆ミネラル	エビデンスがあれば生鮮食品やサプリなどなんでもOK ◆目の健康維持に役立つ ◆脂肪の吸収をおだやかにする 等
承認等	消費者庁の許可または承認	有効性・安全性の審査と消費者庁の許可または承認	消費者庁の許可不要 ※規格が満たしていれば何も申告する必要がない	消費者庁へ届出
標識				

機能性表示食品とは？

平成27年に始まった新食品制度。トクホの制度のわざらしさを改善し、届出のみで表示が可能。事業者（メーカー）の責任の元、効能のエビデンス（根拠）を吟味して作られるが、その食品の効能は事業者の自己申告に近い。行政は効能については基本ノータッチなので（届出のみで承認などをしないため）問題が発生することもある。例えば、機能性表示食品の効能について疑問を持った消費者の声が行政に届いた時、行政はその商品について初めて詳しく調査することになり、そこでエビデンスが不確かだとされると、メーカーに注意、または最悪の場合、販売中止や回収といった対応になる可能性もある。

いわゆる健康食品とは？

健康食品という単語は、法令で定義された用語ではないが、一般に用いられている単語である。栄養補助食品、サプリメント、ダイエット食品等と呼ばれることがある。法や食品衛生法等における取扱いは、保健機能食品以外の一般食品と変わることはない。

無承認無許可医薬品とは？

食品と医薬品は共に口から体に取り入れるものであるが、消費者が混同しないよう厳格に区別されている。よって、いわゆる健康食品でありながら、医薬品的な効能効果（特定の保健の用途に適する旨の効果）が表示・標榜されているものや、医薬品成分が検出されるものは、無承認無許可医薬品とみなされる。